

要 望 書

昨今、温暖化の影響と考えられる自然災害が猛威を振るっている。WMO（世界気象機関）は、2014年の世界平均気温について、記録のある1880年以降で最も高く、また、2015年の平均気温はさらに高く過去最高の見通しであることから、気温上昇の傾向が続いていると指摘しており、地球温暖化対策は待ったなしの課題となっている。

そこで、2015年12月12日には、COP21において、温室効果ガスの削減に係る2020年以降の新たな温暖化対策として、史上初めて全ての国が参加する新たな枠組づくりである「パリ協定」が採択された。

わが国においては、2015年7月に「2030年度のエネルギー需給構造の見通し」が取りまとめられた。これによれば、自給率の向上、CO₂排出抑制のために再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、電源構成における再生可能エネルギーの割合は全体の22～24%に増加し、この中で、バイオマス発電の導入量は2.4～2.9倍程度と大幅な増加を見込んでいる。

そうしたなかで、バイオマス等再生可能エネルギーの活用がますます重要性を増している。当連合会は「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に基づく木質バイオマス証明の認定団体として、現在52事業者の認定を行い、適切な燃料の供給に努めている。しかしながら、同制度が始まり3年半が経過した今、当初の想定と異なる矛盾が表面化しつつある。また、種々の貴重な木質資源を、サーマル、マテリアルを問わず安定的に活用していくためには、多くの課題が残されている。

そこで、当連合会は、持続可能な循環型社会を構築するため、別添の要望事項について早期に実現できるよう強く要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成28年 1月20日

環 境 大 臣	丸 川 珠 代 様
経 済 産 業 大 臣	林 幹 雄 様
農 林 水 産 大 臣	森 山 裕 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 鈴木 隆

環境省

1 廃棄物の適正処理

(1) 廃棄物の区分、種類について

廃棄物は多様な排出元から多種類発生するが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の区分、種類を確定するには依然として不透明な部分がある。

そこで排出実態を検証し、リサイクルが確実な生木などの事業活動から排出される廃棄物は基本的に産業廃棄物に区分するよう見直すなど、不透明な部分の改善を検討されたい。

(2) 排出事業者責任の徹底について

委託契約やマニフェスト発行の当事者である産業廃棄物排出事業者が収集運搬車両の表示をしないことや委託対象外の危険物（スプレー缶やライターなど）を混入させるなど基本的な処理基準、委託基準を理解していないことが多い。排出事業者が廃棄物法令の知識や理解を深めて、的確に処理業務、委託業務を執行する担保として、法的資格を持つ者（例：産業廃棄物管理主任者）の制度の創設と講習会受講制度を整備されたい。

(3) 小規模処理施設による不適正処理の排除について

設置許可不要の小規模施設による廃棄物の不適正処理が見受けられ、適正なリサイクルを阻害する要因になっている。これらの実態を把握するとともに、監視を強化する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

2 廃棄物処理業の手続き

(1) 許可申請書類等の書式の統一について

産業廃棄物処理業の申請書式が都道府県等により異なる事例があり、非効率な事務手続きを強いられている。申請書及び添付書類の様式は全国共通のものにするよう改善を図られたい。

(2) 老朽化による破砕機の更新時の手続きの簡略化

老朽化により破砕機を更新する場合、能力を変更すれば知事等の許可が必要である。しかし、現在の技術の発達により省エネや防音など環境に優れた製品が多いことから、環境が改善され、かつ能力の変更が一定の範囲の変更については、優良機種導入の推進の立場からも、許可事務を担当している都道府県等の部局に生活環境影響評価の免除など手続きの簡略化の徹底を図られたい。

- 3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充
許可の有効期限のさらなる延長や一定の条件における施設の設置、変更手続きの簡略化など、優遇措置の拡充を図られたい。
- 4 バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化について
廃棄物処理法において、処理施設の能力に変更なく原料木くず及び製品木質チップの保管施設を改造する場合、変更届の手続きで済むとされているが、都道府県等によっては種々の行政指導がされる場合があるので、本来の変更届手続きで済むよう自治体に周知徹底を図られたい。
- 5 災害時の対応について
 - (1) 災害時に発生する廃木材について、再生資源としての活用を進めるため、民間の廃棄物処理施設を迅速に活用するなど法の適切な運用を図るとともに、民間活力を最大限活用できるよう方策を講じられたい。
 - (2) 原発事故の影響が懸念される立木、未利用木材などで問題のないものは風評等に影響されず、利用が円滑に進むよう、基準の運用の徹底と、除染技術の開発、除染後の残渣物の処分方法の確立に努められたい。
 - (3) 大地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時における廃木材等の円滑な処理が効率的な復興を図るうえで課題となっている。そのため保管場の確保は大切な要件であり、迅速な対応のためにもあらかじめ保管場候補地をリストアップするなど、最大限の運用を図られたい。
- 6 軽油引取税の免税制度について
循環型社会づくりを進めるため、免税対象事業・用途である木材加工業における木質チップ製造あるいは廃棄物処理業における最終処分と同等の作業を行っている廃木材からの木質チップ製造についても、免税制度を適用されるとともに、軽油引取税の免税措置期間を延長されたい。
- 7 廃棄物処理業における設備の減価償却年数の取扱いについて、
廃木材のリサイクルで使用する破砕機等は、木材製造業における設備と同様であるが、異物が混入するため、より減耗が激しい。そこで、適切な設備投資をできるように、減価償却年数を木材製造業と同等とするなどの短縮を図られたい。

8 業種の認定について

この度、解体業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。

9 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

経済産業省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の計画において、本来活用が想定されていた未利用材や一般木質のほか、建設廃材利用の計画も多く見受けられる。

既存利用に影響を与えないという原則に則り、当初想定 of 未利用木材や一般木材の利用を最優先して、建設廃材系木質チップについては、既存利用者への流通が阻害されることのないような方策を検討願いたい。

(2) 「2030年度 of エネルギー需給構造の見通し」において、木質バイオマス発電量の急激な増加が見込まれていることから、限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、木質バイオマス発電施設の適正配置の措置を講じられたい。

(3) 木質バイオマス発電の設備認定にあたっては、使用予定の燃料の需給見通しの確認、混乱回避のため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

2 業種の認定について

この度、解体業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。

3 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

農林水産省

1 「再エネ法」に基づく木質バイオマス発電事業の推進について

- (1) 2030年度のエネルギー需給構造の見通し」において、木質バイオマス発電量の急激な増加が見込まれていることから、限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、木質バイオマス発電施設の適正配置の措置を講じられたい。
- (2) 木質バイオマス発電の設備認定にあたっては、使用予定の燃料の需給見通しの確認、混乱回避のため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。
- (3) 当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施しているが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。

(4) 合板型枠の取り扱いについて

ア 有価売買への波及

昨年7月に廃合板型枠が再生可能エネルギーの固定価格買取制度において一般木質バイオマスとして取り扱うことが、Q&Aとして明示されたところであり、この取り扱いには有価で引き取られた場合との条件が付されている。

これは、従来の産業廃棄物処理委託から有価取引という事業形態の転換につながるもので、他の廃棄物への波及が危惧される。

既存事業者へ影響を及ぼさないというFIT制度の原則を踏まえ、これ以上の波及がないよう対応願いたい。

イ 由来証明の確認

合板型枠がグリーン購入法に位置づけられたことにより、版面表示により、一般木質バイオマスとして取り扱うことが明示されたところである。しかし、版面表示は一部分であり、また、廃棄間際の材であれば、老朽化による表示の消失等によりその他の合板型枠材との区別が困難で、さらにチップになれば合法木材か否か判別することは不可能である。そこで対象木材かどうか、また、再生可能エネルギー固定価格買

取制度の趣旨に合致しているかどうか監視方法を確立するとともに、適正な取り扱いがされているのか評価方策を確立願いたい。

(5) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の建設によって、従来の建設廃材等の廃木材チップの分野においてもマテリアル利用からサーマル利用へのシフトが見られ、今後の木質バイオマス発電設備の急激な増加によりこの傾向はますます顕著になると考えられる。

このため、従来の製紙・ボード原料など既存利用事業者へ影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則を守る政策を進められたい。

2 木質チップの品質確保について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行に伴い、木質チップの統一的品质規格が求められている。その品質確保のために、寸法、成分はもとより有害物質等の基準についても対応が求められており、その際の負担を軽減するため、設備投資や検査費用の助成等、支援策を講じられたい。

3 木質資源の地産地消の促進について

未利用木材や廃木材の活用において、適正処理とともに環境負荷の少ない取り組みが求められている。こうしたことから、不法投棄の防止、遠距離運送によるCO₂増加などを考慮し、木質資源の地産地消が実現できるような環境負荷の少ない活用システムの確立について検討願いたい。

4 市町村の森林経営計画の積極的な策定

未利用木質バイオマスを使用する木質バイオマス発電施設が急増している。民有林からの未利用木材の供給は、「森林経営計画」策定が条件となるが、この策定には境界確認の困難や立木所有者の所得が増加しない、或いは、現状の木材の価格では森林所有者が皆伐した後の再生林に取り組めない等の要因により進まない。未利用材の供給を増やすため、市町村が「森林経営計画」に積極的に取り組めるよう制度の改善を図られたい。

国土交通省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響について

「再生可能エネルギー特別措置法」の施行に伴い、未利用木材や一般木材を燃料として使用する計画のバイオマス発電事業者が燃料を集められないために建設廃材を燃料に使用することや、最初から建設廃材を利用するバイオマス発電計画も多くみられ、これらは、これまで順調に流れている建設廃材の流通に影響を及ぼすものであり、このままではこれまで関係業界が協力して築き上げてきた仕組みを壊しかねない。建設廃材系チップの既存利用者への流通が阻害されることのないよう、十分に監視・指導されたい。

2 CCA処理木材の取扱いについて

建設現場等から発生するCCA処理木材については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素等が含まれることから、廃棄物処理法に基づき濃度に応じて適正な焼却又は埋立処分等の措置が必要となる。

その受け皿の確保を含めた、CCA処理木材の適正な取扱いについて、関係省庁と連携を図りながら建設工事関係者への周知を図られたい。

3 産業廃棄物処理業の業種認定について

この度、解体業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。